

只見線インバウンド誘客プロモーション実施業務委託仕様書

第1 事業の目的

全国的にインバウンド需要が高まりをみせており、只見線沿線地域でも台湾を中心としたインバウンド旅行客が増加傾向にある。本事業では、魅力ある只見線を国外に向けて発信し、海外旅行客に対し、只見線の認知度向上及び只見線沿線の地域への来訪意欲の向上を図ることを目的とする。

第2 委託業務の内容

只見線の魅力を国外に向けて効果的に発信し、認知度向上と誘客促進に結びつけるため、以下の業務を実施すること。

(1) モデルコースを示した動画の制作及びインフルエンサーを活用した情報発信

業務の概要は以下のとおり。

ア 主なターゲット

台湾からの旅行客をメインターゲットとする。英語圏など他に効果的な対象がある場合は加えることも可とする。

イ モデルコース

- ・モデルコース作成には、ターゲット地域出身のスタッフを起用し、ターゲット地域が興味を持っているコンテンツを組み込むこと。行程は個人旅行客が実現できるものとする。
- ・日帰り編、宿泊編としてモデルコースをそれぞれ提案すること。広域的にモデルコースを提案する場合を除き、宿泊は只見線沿線とすることを原則とする。
- ・冬の只見線沿線の魅力を発信できる内容とする。
- ・只見線沿線までのアクセス方法として、インバウンド旅行客が多く訪れるエリアからの誘客を促進するため、浅草・日光をはじめとするインバウンド旅行客が多く集まるエリアからのアクセス、福島空港を利用してのアクセスを紹介すること。
- ・只見線の乗車を含むこと。

ウ 動画について

- ・インフルエンサーが実際にモデルコースを巡る様子を動画として制作すること。
- ・動画の長さはターゲット層が視聴しやすい長さとする。
- ・日帰り編、宿泊編として動画を2種類以上作成すること。
- ・動画はYouTube 只見線チャンネルにて配信するほか、ウェブ・インフルエンサーを活用したSNS 広報・各媒体での広告などにより、ターゲット地域に対し広く発信すること。
- ・フルHDを原則とし、BGM・音響効果を入れること。
- ・制作した動画はDVD（ジャケット・盤面デザインを含む）を各50セット以上納品すること。

エ インフルエンサーを活用した情報発信について

- ・情報発信方法は自由提案とするが、動画制作に伴う現地視察・撮影、完成した動画の発信を行うこと。

(2) 既存の映像素材等を活用したプロモーション

既存の映像素材及び紙媒体の素材を活用したプロモーションを展開すること。プロモーションの内容については、現地での吊り下げ広告や Web 広告、インフルエンサーによる広報、イベント出展など、効果的な内容を提案すること。

業務の概要は以下のとおり。

ア 主なターゲット

台湾を主なターゲットとするが、他に効果的な対象がある場合は加えることも可とする。

イ 活用可能な素材

- ・ 只見線ガイドブック（英語・繁体語版）
（只見線ポータルサイト（<https://tadami-line.jp/>）からダウンロード可能）
- ・ 只見線プロモーション動画（英語・繁体語版）及び Tips
（YouTube 只見線チャンネルから視聴可能）
- ・ 只見線フォトコンテスト写真
（只見線フォトコンテスト（<https://tadamiline-photocon.jp/>）から確認可能）
- ・ その他只見線に関する写真・動画
（只見線ポータルサイト ギャラリーページ（<https://tadami-line.jp/gallery/>）より確認可能）

ウ その他

- ・ 情報発信にあたって、只見線ポータルサイトや只見線管理事務所の X、インスタグラム、YouTube 等のアカウントを活用することも可とする。
- ・ 企画設計及び実行には外国人スタッフを含め、現地でのニーズに合うプロモーションとすること。
- ・ 委託者が提供する素材の活用については、基本的には無償となるが、その他の素材を使用する場合、その費用は委託料に含めること。

第3 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない

- (1) 印刷物等には他者の著作権その他の権利が及ぶ素材の使用を避けること。
- (2) 年間を通して行われるすべての運営事業について委託者と協議を行い、進捗状況について定期的に委託者に報告すること。また、委託者または受託者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。
- (3) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 本業務における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて福島県に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、福島県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用することができることとする。
- (5) 本業務による成果物等については、著作権・肖像権上の処理を済ませること。

- (6) 本業務で個人情報及び特定個人情報を扱う場合は、流失・損失が生じないように、その保護について十分な注意を払うこと。
- (7) 事業実施にあたり必要な事業の一切を行うこと。
- (8) 制作物に「令和6年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業」と表記すること。

※受託者との協議により仕様が変更となる可能性がある。

第4 提出書類

	書類名	提出期限
1	着手届【様式1-1】	事業着手後7日以内
2	責任者等届【様式1-2】	事業着手後7日以内
3	完了届【様式3-1】	事業完了後7日以内
4	実績報告書【様式3-2】 収支決算書【様式3-3】	事業完了後15日以内かつ令和7年3月31日以前
5	その他必要と認められるもの	委託者が指定する日